

00000000000000



.

.

0 0 0 0

災害補償課 マンションなど集合住宅での初期消火中の災害について

- ① マンションの住人が、隣室から煙が出ていたので駆け付けたところ天 ぷら油火災を発見。そこの住人と一緒に消火器で消火中、火傷を負いまし たが、補償は受けられるでしょうか。
- ② マンションの階段踊り場部分の不審火を同マンション内の住民が発見。近くに備え付けの消火器で消火中、右手に火傷を負いましたが、補償は受けられるでしょうか。



6

. .

消防法第25条第1項では、火災が発生したときに当該消防対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)その他総務省令(消防法施行規則第46条第1~3号)で定める者(火災を発生させた者・火災の発生に直接関係がある者・当該対象物の居住者又は勤務者)は、消防隊が火災の現場に到着するまでの間、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならないこととされており、これらの関係者等(これらの者を応急消火義務者

といいます。)が、その間、消火等の作業を行っている際に被災した場合につきましては、特定のケースを 除いて損害補償の対象にはなりません。

特定のケースとは、消防法第36条の3第2項の規定が適用されるケースをいいます。

すなわち、同規定ではマンションなどの場合のように、当該消防対象物が、耐火建築物、非耐火建築物の別を問わず、構造上区分された数個の部分で独立して、住居、店舗、事務所又は倉庫その他の建築としての用途に供することができるもの(専有部分)がある建築物その他の工作物であり、これらの建築物等の専有部分(マンション等における廊下、階段、エレベーター等の共用部分は除かれます。)に火災が発生した場合で、かつ、火災発生部分の所有者、居住者、勤務者等の一定の者以外の者が消火等を行って被災した場合については、損害補償の対象になることが規定されています。

したがって、①のケースについては、「専有部分に火災が発生した場合」で、かつ、負傷した本人は「火災 発生部分の所有者、居住者、勤務者等の一定の者以外の者」となりますので、消防法第36条の3第2項の 規定が適用され補償の対象となります。

また、②のケースについては、階段踊り場という「共有部分」で発生した火災ですので、「専有部分に火災が発生した場合」には該当しないことから、同規定は適用されず補償の対象とはなりません。

[関係条文]

○消防法

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者(※1)は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第36条の3 第25条第2項(第36条第7項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条の2及び第36条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第35条の10第1項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの(以下この条において「専有部分」という。)がある建築物その他の工作物であり、かつ、<u>専有部分において火災が発生した場合であって</u>、第25条第1項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときも、前項と同様とする。
- 一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者(※2)
- 二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)
- ※1 総務省令で定める者(消防法施行規則第46条)
 - ①火災を発生させた者
 - ②火災の発生に直接関係がある者
 - ③火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者
- ※2 総務省令で定める者(消防法施行規則第52条)
 - ①火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者、居住者及び勤務者
 - ②火災を発生させた者
 - ③火災の発生に直接関係がある者